

第13回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料2
平成20年10月6日	

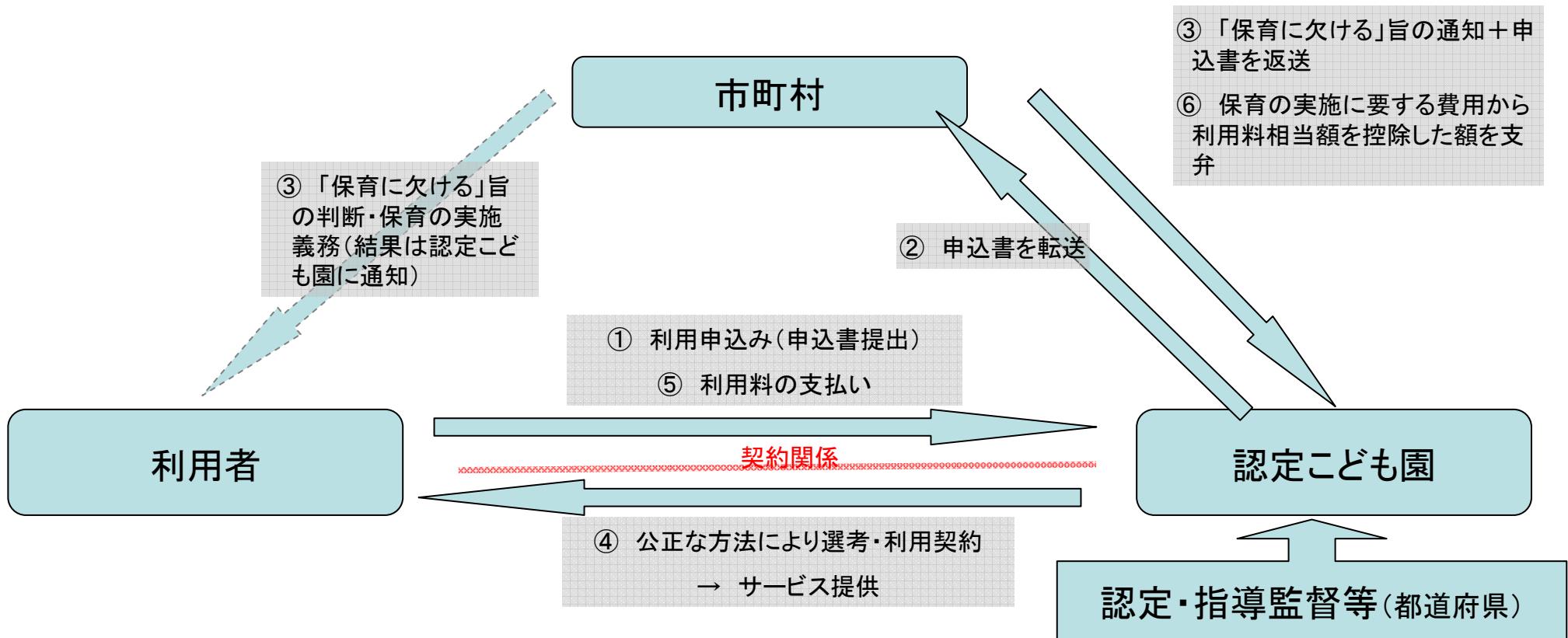
前回委員よりお求めのあった資料

現行の認定こども園のサービス提供の仕組み

(現行の認定こども園の利用方式)

○ 現行制度における認定こども園(幼保連携型・保育所型)の利用方式は、以下のとおり。

- ① 保護者が、希望する認定こども園へ申込書を提出、
- ② 認定こども園は、保護者からの申込書を市町村へ転送、
- ③ 市町村において、対象児童が「保育に欠ける」か否かを判断し、認定こども園へ通知・申込書を返送
- ④ 認定こども園において公平な方法により選考し、保護者と利用契約



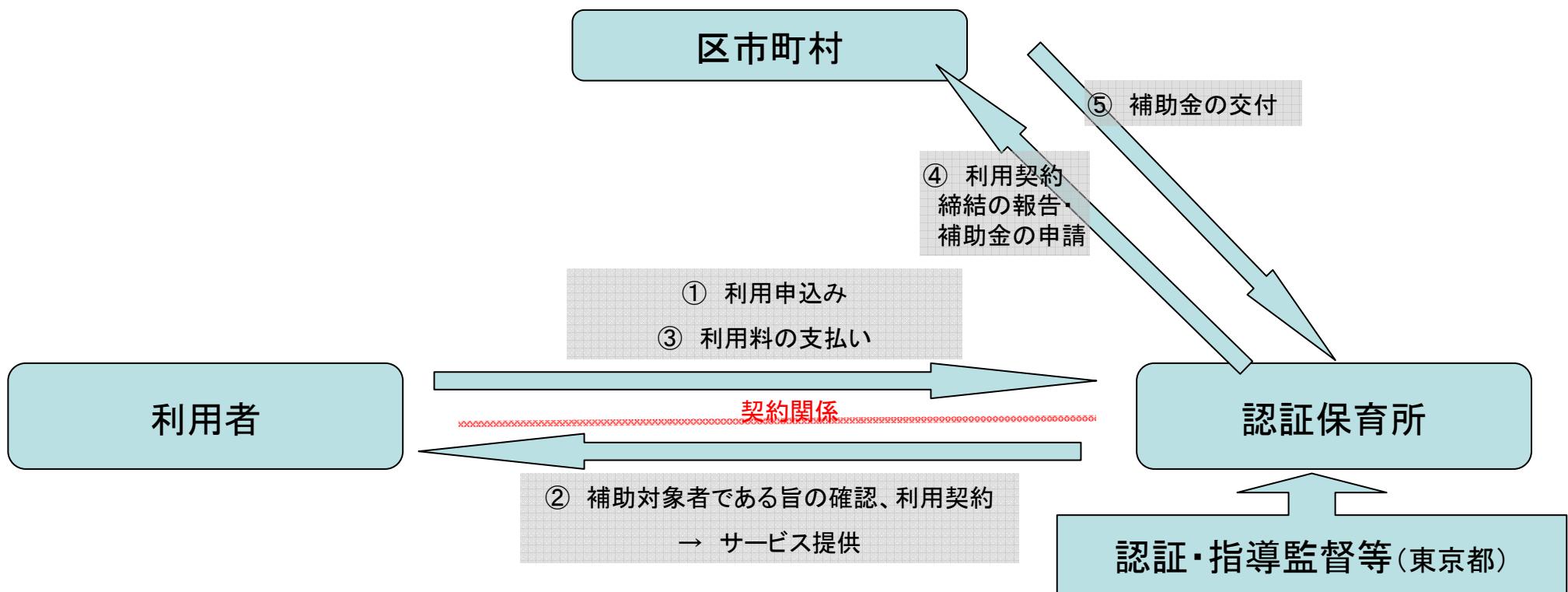
東京都認証保育所のサービス提供の仕組み

(東京都認証保育所の利用方式)

○ 東京都認証保育所の利用方式は、以下のとおり。

- ① 保護者が、希望する認証保育所へ申込み。
- ② 認証保育所は、保護者が補助対象者(※)である旨を確認し、保護者と利用契約

(※補助対象者は、A型は月160時間以上の利用が必要な0～5歳、B型は区市町村が必要と認める0～2歳の都在住児童)



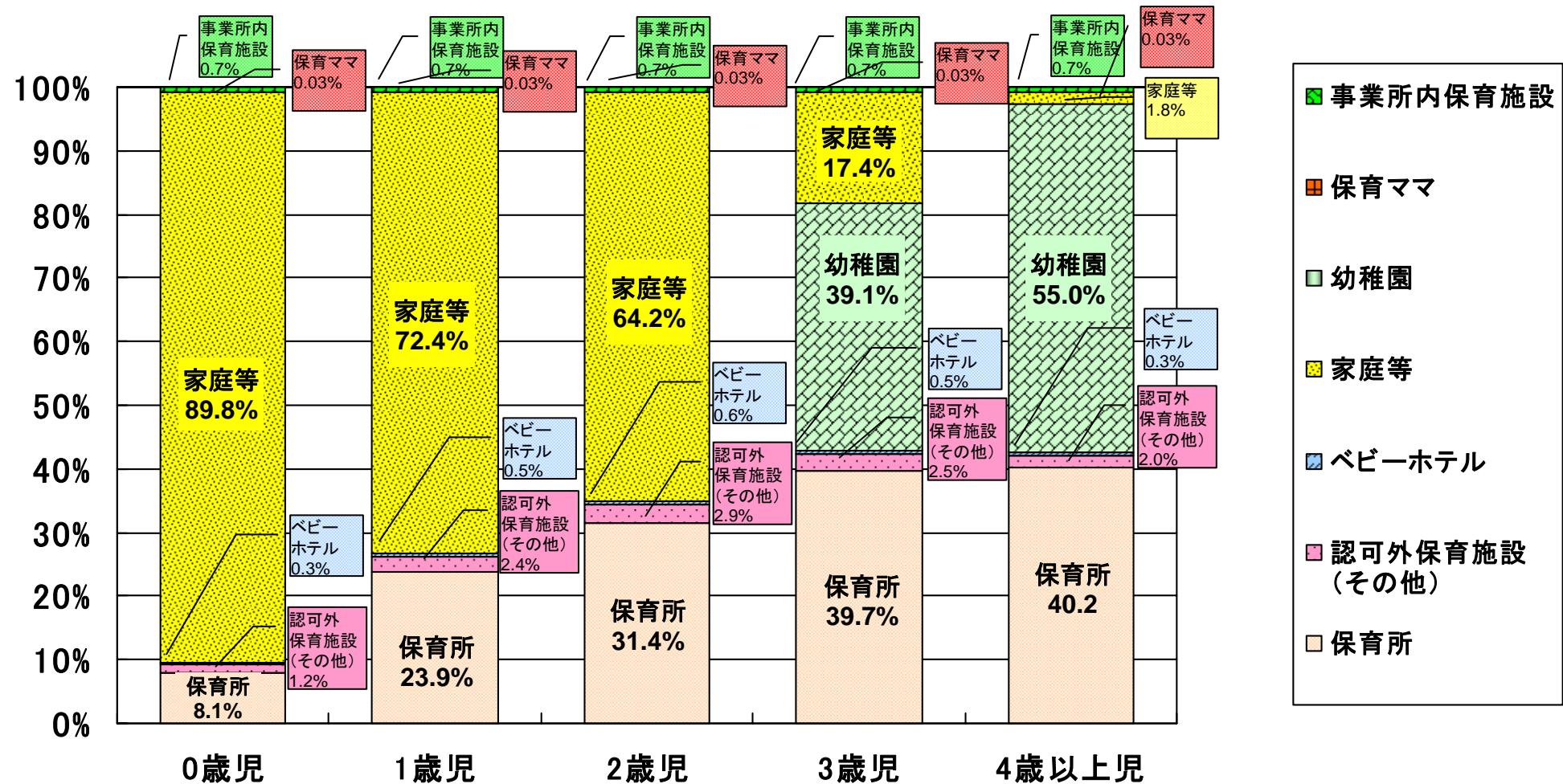
サービス提供の仕組みの比較

	現行の認可保育所のサービス提供の仕組み	現行の認定こども園のサービス提供の仕組み (幼保連携型・保育所型の場合)	東京都認証保育所のサービス提供の仕組み
(1) サービス・給付の保障	市町村に対する保育の実施義務 (※地域の保育所の受入能力がない等やむを得ない場合は、「その他適切な保護」で足りるとする例外有り)	現行の認可保育所と同じ	— (予算の範囲内での補助事業)
(2) 給付の必要性・量の判断	市町村において「保育に欠ける」か否か、及び、優先度について判断。 (※受入保育所の決定と一体的に実施。)	市町村において「保育所に欠ける」か否かについて判断 ※優先度については判断せず。 ※認定こども園の入所決定とは分離して判断を実施。	認証保育所において、補助対象者である旨の確認。 ※補助対象者は、A型は月160時間以上の利用が必要な0～5歳、B型は区市町村が必要と認める0～2歳の都在住児童
(3) サービス選択・利用方法 (契約関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした認可保育所の中から選択 (※定員を超える場合は市町村が公平な方法で選考。) ・利用者が市町村へ、入所希望保育所を記載の上申込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所の基準を満たした認定こども園の中から選択 ・利用者と認定こども園が契約 ※認定こども園に応諾義務(正当な理由がない限り入所拒否は不可) ※定員を超える場合は、公正な方法により選考。(選考方法は都道府県へ事前届出) ※母子家庭・虐待ケースについては配慮義務有り。 *選考・入所決定は一般的に前年秋頃に実施されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都の基準を満たした認証保育所の中から選択 ・利用者と認証保育所が契約

	現行の認可保育所のサービス提供の仕組み	現行の認定こども園のサービス提供の仕組み (幼保連携型・保育所型の場合)	東京都認証保育所のサービス提供の仕組み
(4) サービスの価格	公定価格 (※国が地域等に応じ市町村へ交付する「保育所運営費負担金」を定めている。)	認定こども園が、保育の実施に要する費用・保護者の家計に与える影響を勘案し、児童の年齢等に応じて設定。 (※設定した利用料額を市町村長に届出。不適当な場合は市町村長が変更命令。)	一定の制限下での自由価格 (※国が定める利用料徴収基準額の最高所得階層の額(0~2歳は8万円、3歳以上は7万7千円)の範囲内で、認証保育所が設定。)
(5) 給付方法 (補助方式)	・市町村が保育所へ、委託費(運営費)を支払い。	・市町村が保育所へ、保育の実施に要する費用から認定こども園が徴収する保育料相当額を控除した額を支払い。 ※ 利用料が高額であれば市町村からの支払いが減額される。 ※ 利用料が認可保育所の利用料相当額より低額である場合は、認可保育所の利用料相当額を控除した額以上の支払いは行われない (認可保育所の利用料相当額より割り引いた分は市町村は負担しない。)。	・区市町村が認証保育所へ、区市町村で定める補助金額を支払。
(6) 利用者負担	・市町村が保護者から所得に応じた利用料を徴収 (※利用料額は市町村が決定)	・認定こども園が保護者から利用料を徴収。 (※利用料額は認定こども園が設定、市町村長に届出。不適当な場合は市町村長が変更命令)	・認証保育所が保護者から利用料を徴収。 (※利用料額は(4)の上限額の範囲内で認証保育所が設定)

就学前児童が育つ場所

○就学前児童が日中育てられている場所を年齢別に見ると、以下のとおり。



出典) 就学前児童数：平成19年人口推計年報【総務省統計局（平成19年10月1日現在）】
幼稚園就園児童数：学校基本調査（速報）【文部科学省（平成20年5月1日現在）】
保育所利用児童数：福祉行政報告例（概数）【厚生労働省（平成20年4月1日現在）】
認可外保育施設、ベビー・ホテル：厚生労働省保育課調べ
保育ママ、事業所内保育施設：厚生労働省保育課調べの年齢計の入所児童数を按分した数値
家庭等：就学前児童数と各施設入所児童数総計との差